

IMAOKA YOSHIAKI BOXING AUTHORITY

入会申込書

写真

会員区分	会員
利用開始日	平成 年 月 日から

会員番号					
------	--	--	--	--	--

太枠の中のみご記入ください

フリガナ	生 年 月 日		性 別
氏名	年 月 日		男 ・ 女
ご住所	(〒 -) 都道 府県		
自宅電話	() -	携帯電話	() -
緊急連絡先	() -	ご職業	会社員 公務員 自営業 主婦 学生 その他
Eメール	@		
お勤め先 (学校名)	名称		
	所在地	電話 () -	
当施設をどこで知りましたか？ 1. ホームページを見て 2. テレビ・雑誌を見て 3. スタッフからの紹介 () 4. 家の近くだから 5. 職場が近いから 6. 会員(知人)からの紹介 (様) 7. その他 ()			
メディカル チェック	当施設に入会するにあたり申告すべき既往症がある場合は ご記入ください ・ 高血圧 ・ 狭心症 ・ 心筋梗塞 ・ 脳卒中 ・ 心臓弁膜症 ・ 高脂血症 ・ 糖尿病 ・ 医師に運動をとめられた事がある ・ その他 ()		
同 意 書			
私は IMAOKA YOSHIAKI BOXING AUTHORITY 会則を受取り、重要事項及び個人情報の取り扱いについて説明を受けました。会則を承認の上 ここに入会を申し込みます。 貴クラブへの入会に際し、私の責任において健康を管理し、良好な状態で施設を利用することを誓約します。			
申込代表者 自書	(年 月 日)	保護者 自書	(年 月 日)
印		印	
申込者が未成年の場合 親権者連名で誓約願います			

(クラブ記入欄)

入会受付日	年 月 日	入会金	円	確認	COM	受付者
		月会費 月分	円			
(備考)		月会費 月分	円			
			円			
		会員証発行手数料	円			
			円			
		合計	円			

IMAOKA YOSHIAKI BOXING AUTHORITY 会則

【名称・目的】

第1条

本クラブは IMAOKA YOSHIAKI BOXING AUTHORITY (以下本クラブ) と称し、本クラブの会員がクラブ内の諸施設を利用して、心身の健康維持増進 会員相互の親睦を図ることを目的とする。

【運営】

第2条

本クラブ施設は IMAOKA YOSHIAKI BOXING AUTHORITY (以下会社) が所有 運営管理を行う。

【会員】

第3条

1. 本クラブは会員制とする。会員は本会則ならびに別に定める会員ごとの施設利用規定に基づき、諸施設を利用することができる。本クラブを利用しようとする者は、本会則に基づき会社と契約し、会員にならなければならない。
2. 会員の本クラブ諸施設の利用範囲、その条件ならびに特典については、会員の種類 区分ごとに会社が別に定める。
3. 会員には会員証を発行する。会員はクラブ施設の入場にあたっては常に会員証を携帯し 提示しなければならない。
4. 会員証は保管・貸与できないものとする。

【会員資格】

第4条

会社は会則に基づく契約をし、規定の料金を納入して会員の資格を得たものを本クラブの会員とする。

【入会資格】

第5条

1. 本クラブ会則を承認し入会を希望する者。
2. 小学生以上の男女。
3. 未成年が入会しようとする時は所定の書類により保護者の同意を得た上で、申し込むものとする。この場合、保護者は自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。
4. 下記に該当するものは入会資格を得られない。
 - 1) 暴力団関係者
 - 2) 健康に異常がある者。伝染病、皮膚病、神経疾患の者。
 - 3) 妊娠をしている者。
 - 4) 過去に会社より除名等の通告を受けている者。
 - 5) 本クラブ会員として、会社がふさわしくないと認められた者。

【会員資格取得】

第6条

本クラブの会員になろうとする物は、所定の申込用紙により会社に申し込み、会員の種類、区分に従って、会社が定める入会金・その他費用などを会社に払い込んだ上、会社の承認を得、その手続きを完了した時に会社との間に本会則に基づく施設利用契約が成立し、これに基づく本クラブ諸施設利用権を取得し会員となる。

【健康管理】

第7条 会員は各自の責任において健康管理を行うものとする。

【諸会費・諸料金】

第8条

1. 会員は会社が会員の種類・区分ごとに定める入会金及び諸会費を払い込むものとする。その支払時期、支払方法は会社が定める。
2. 一旦納入した入会金、会費等はこれを返還しない。但し、入会資格の審査でその資格が得られなかった場合に限り、既に会社に払い込みをしている入会金・諸会費の返還を行う。
3. 会社は本会則に基づいて会員が負担すべき諸料金は、新たに入会する会員の負担する入会金、諸費用等を変更することができる。

【ビジター】

第9条

1. 本クラブは施設の利用状況を判断し会員以外(以下ビジターという)の第5条4項に該当しない者で、会社が認めた者に施設を利用させることができる。
2. ビジターは別に定める施設利用料を支払うものとする。
3. 会員は会員以外の者をビジターとして同伴することができる。ビジターを同伴した会員は、そのビジターの行為について一切の責任を負わなければならない。クラブ運営上ビジターの施設利用を制限する場合がある。

【諸規則の遵守】

第10条

1. 会員は本クラブ諸施設利用につき、本会則ならびに諸規則を遵守しなければならない。
2. 会員は本クラブ諸施設利用につき、従業員の指示に従わなければならない。また施設内における秩序を乱してはならない。
3. 第9条により、ビジターが本クラブ諸施設を利用する際も同様とする。
4. 会員は本クラブの運営に関して関与介入できない。また第三者との合同による介入も禁止する。

【会員資格の喪失】

第11条

- 会員は次の場合会員資格を喪失する。
- 1) 会員の都合により退会を申し出会社がこれを承認した場合。
 - 2) 第12条により除名した場合。
 - 3) 会員の死亡、会員法人の解散の場合。
 - 4) やむを得ない事情により本クラブ施設を閉鎖した場合。
 - 5) 第5条の入会資格を反した場合。

【会員除名】

第12条

会社は会員が次のいずれかに該当する場合除名とする。会員は除名による損害倍所等の請求を行うことができない。

1. 本クラブの会則その他諸規則、会社が定めた事項に反する行為があった場合
2. 本クラブの名誉、信用を傷つけ、また運営の秩序を乱し、もしくは会員としてのエチケット、マナーに欠ける行為をした場合。
3. 会員諸費用の支払を3ヶ月以上怠った場合。
4. 会員証を不正に利用した場合。
5. その他本クラブが会員としてふさわしくないと認めた場合。

【損害賠償免除】

第13条

会員において本クラブ諸施設利用に際して生じた人的、物的事故について会社は一切損害賠償の責を負わない。法人会員の利用者、ビジターについても同様とする。

【盗難、紛失物、忘れ物、放置物】

第14条

1. 会員が本クラブの利用に際して生じた盗難については、会社は一切の損害賠償の責を負わない。また本クラブに設置されているロッカー等についても会員自身の責任と負担により、これを使用するものとし、収納物の盗難・毀損その他について一切の損害賠償・補償等の責任を負わない。但し所定の方法により貴重品として会社に預けた場合は除く。
2. 会員が本クラブの利用に際して生じた紛失物については、会社は一切の損害賠償、補償等の責を負わない。
3. 忘れ物、放置物については原則1ヶ月本クラブで保管した後、処分する。

【会員の損害賠償責任】

第15条

会員は本クラブの諸施設の利用中、自己の責に帰すべき事由により会社又は第三者に損害を与えた場合は速やかにその賠償の責に任ずるものとする。ビジターにおいても同様とする。会員が同伴したビジターについては会員がそのビジターと連帯してその賠償の責に任ずる。

【施設の一時閉鎖、休館】

第16条

会社は次の場合、諸施設の全てまたは一部の閉鎖または休館とすることができる。

1. 気象、災害、その他外的事由により開場が不能と判断した場合。またはその災害等が会員に及ぶと判断した場合。
2. 施設の改造、修理、設備の点検に際してやむを得ない場合。
3. 営業上重大な事由によりやむを得ない場合。
4. 定期休業の場合。
5. 災害等ややむを得ない場合を除き、本クラブ側の事由で休館する場合は、1週間前までに施設内に掲示することにより会員に通知する。但し、これにより会員の会費支払義務が軽減または免除されることはない。

【クラブの閉鎖】

第17条

会社は次の場合、クラブを閉鎖し全ての会員との契約を解除することができる。但し、会員はその際、何等の異議申立てをすることができない。

1. 法令の制定、改廃又は行政指導により開場が不能となった場合。
2. 災害その他により施設の損害が大きく、開場が不能となった場合。
3. 著しい社会情勢の変化等、やむを得ない事由が発生した場合。
4. 本条の事由により本クラブを閉鎖する場合、災害等やむを得ない場合を除き、事前に施設内に掲示することにより予告する。

【運営管理】

第18条

1. 会社は施設の利用規定等、運営管理及び、利用に関する規定を定める。
2. 本クラブの営業日、営業時間、会員の区分による利用時間及び施設の利用の制限については別に定める。

【情報管理】

第19条

1. 本クラブはクラブ管理下にある会員情報の紛失、誤用、改変を防止するために、厳重なセキュリティ対策を実施する。
2. 本クラブは、会員の入会登録時に知り得た会員情報は、会員の承認がない限り、本会則および細則に定める本クラブの運営に必要な場合および法令で定められた手続きがなされた場合を除き、いかなる第三者に対しても開示しない。
3. 会員が登録した会員情報の照会、修正を希望した場合、会員本人が所定の方法で本クラブの受付に連絡することにより、合理的な範囲で速やかに対応する。

【改訂】

第20条

本クラブは会則、運営管理、利用に関する諸規定の改訂を行うことができる。改訂した会則等の効力は全会員に及ぶものとする。